

市報第12号

平成30年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成30年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

令和元年9月3日

横浜市長 林 文 子

平成 30 年 度 横 浜 市

款	項	事 業 名	支 出 負 担 行 為 額	左 の 内 訳		支 出 負 担 行 為 予 定 額
				支 出 済 額	支 出 未 済 額	
11 都市整備費	1 都市整備費	桜 木 町 駅 新 改 札 口 設 置 事 業	円 235,090,000	円 2,120,000	円 232,970,000	円 -
12 道 路 費	2 道路整備費	道 路 特 別 整 備 事 業	191,806,914	153,444,914	38,362,000	-
12 道 路 費	2 道路整備費	街 路 整 備 事 業	176,250,600	68,034,000	108,216,600	-
一 般 会 計 計			603,147,514	223,598,914	379,548,600	-

事故繰越し繰越計算書

翌 繰 越 年 越 度 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
円 232,970,000	円 232,970,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	関係者との調整 に日時を要した ため
38,362,000	38,362,000	-	-	-	-	-	関係者との調整 に日時を要した ため
108,216,600	58,845,516	40,664,160	-	-	-	8,706,924	関係者との調整 に日時を要した ため
379,548,600	330,177,516	40,664,160	-	-	-	8,706,924	

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 （第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条 （第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条 （第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。